

# 「KOBE JOB PORT」企業PR動画ページへの掲載企業の募集について (応募要領)

## 1 概要

### (1) 目的

神戸市雇用・就労関係情報ポータルサイト「KOBE JOB PORT」(以下、「本サイト」という。)において、市内企業の情報を広く発信することで市内企業や神戸で働くことの魅力を伝え、市内企業への就職につなげることを目指します。

### (2) 情報発信の方法

本サイト内に企業PR動画(サムネイル画像付き)及び企業ホームページへのリンクを掲載します。

(本サイト URL: <http://www.city.kobe.lg.jp/life/livelihood/kobejobport/index.html>)

### (3) 掲載期間: 掲載開始日～令和4年3月末日

※1 令和4年度以降は、毎年度当初に掲載継続の意向を確認させていただき予定です。

※2 次のいずれかに該当する場合は、掲載を中止します。

ア) 神戸市が掲載企業から削除の申し出を受けた場合

イ) 神戸市が令和4年4月1日以降に掲載の終了を決定した場合

ウ) 本要領3(1)に規定する掲載企業の決定の取消しに該当する事由が発生した場合

エ) その他、神戸市が掲載の継続が困難であると判断した場合

### (4) 掲載に係る料金: 無料

## 2 応募方法

### (1) 募集企業数: 上限なし

### (2) 募集期間: 令和4年2月28日17時まで随時

### (3) 応募要件: ①企業PR動画等を有しており、インターネット上(YouTube等)に掲載されていること。

②企業PRや事業紹介を目的としており、営業活動や営利を目的とした動画ではないこと。

③公序良俗に反しない動画であること。

④その他、神戸市が不適当・不適切と判断する動画ではないこと。

⑤当事業の事業効果を報告いただけること。 ※毎年秋頃に実施予定の「神戸市主催の人材確保支援に関する影響調査」(簡単なアンケート)です。

### (4) 応募資格(応募日時点においてすべての要件を満たすことが必要です)

① 法人登記簿上の本店所在地が神戸市内にあること。

② 令和3年度～令和4年度に正社員として新卒採用又は中途採用の計画があること。

③ 市税の未納・未申告がないこと。

④ 過去1年以内に厚生労働省により労働基準関係法令違反に係る公表事案として公表されたことがないこと。

⑤ 暴力団関係事業主、風俗営業等関係事業主、及び宗教活動・政治活動関係事業主でないこと。

### (5) 応募方法: 様式1「申込用紙」及び様式2「神戸市税に関する誓約書兼調査に関する承諾書」に必要事項を記入し、下記アドレスまでご提出ください。

【提出先】神戸市経済観光局経済政策課(雇用・労働担当) [koyo\\_kobe@office.city.kobe.lg.jp](mailto:koyo_kobe@office.city.kobe.lg.jp)

## 3 掲載企業の選定等

### (1) 結果の通知

応募日から概ね1か月程度で、申込用紙にご記入いただいたメールアドレス宛に当落の結果をメールでお知らせします。

### (2) 応募の落選又は掲載企業の決定の取消し

次のいずれかの項目に該当する場合は、応募について落選とし、又は、掲載の決定を取り消します。

- ① 応募用紙の記入事項に虚偽の記載がある又は虚偽の記載があったことが判明した場合
- ② 当該企業が、厚生労働省により労働基準関係法令違反に係る公表事案として新たに公表された場合
- ③ 当該企業が、監督官庁から営業の取り消し、停止その他これらに類する処分を受けた場合
- ④ 当該企業に対して、仮差押え、差押さえ、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別精算手続開始の申立てがあった場合
- ⑤ 当該企業が、公租公課の滞納処分を受けた場合
- ⑥ 当該企業が、合併、分割又は解散する場合
- ⑦ 当該企業が、自社の従業員に対する賃金の支払について、最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)第 4 条第 1 項の規定に違反したとして検察官に送致された場合
- ⑧ 当該企業が、暴力団員（「神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 23 年 3 月条例第 29 号）」第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。）が役員として経営に関与（実質的に関与している場合も含む）している等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」第 5 条に該当することが判明した場合
- ⑨ 当該企業が、風営法に規定する風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業主に該当することが判明した場合
- ⑩ 当該企業が、宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業主に該当することが判明した場合
- ⑪ 当該企業が、神戸市に対する信頼関係を破壊する行為その他の背信行為を行った場合

### (3) 免責事項

次のいずれかの事由において、申込企業・掲載企業に損害が発生する場合においても、神戸市は当該損害に係る一切の補償・補填・賠償の責を負いません。

- ① 落選又は掲載企業の決定の取消しとなった場合
- ② 本サイトのコンテンツ変更又は掲載の中止を行う場合
- ③ その他、本サイトへの掲載により、何らかの不都合や損害が発生した場合

## 4 問合せ先

神戸市経済観光局経済政策課（雇用・労働担当）

電話番号：078-984-0336（直通）